

## 公益財団法人農学会 総務委員会規則

平成 25 年 3 月 14 日 理事会制定

(設置)

第 1 条 公益財団法人農学会（以下「本財団」という。）の理事会の基に、総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議し、理事会の職務を補佐する。

- (1) 団体又は個人からの寄付に関する事
- (2) 本財団が関わる学術講演会等に関する事
- (3) 本財団の管理・運営に関する事務的事項に関する事
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員長は、本財団の会長とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、常務理事がその職務を代行する。

(委員)

第 5 条 委員は、次の各号に掲げる者に会長が委嘱する。

- (1) 常務理事
- (2) 事務局長
- (3) その他会長が必要と認めた者

(任期)

第 6 条 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

(庶務)

第 7 条 委員会にかかる庶務は、本財団事務局において処理する。

附則

この規則は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。